別紙

システム設定情報の秘密保持に関する遵守事項

1. 基本的事項

多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「甲」という。）から情報システム（以下「システム」という。）に関する業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、システム設定情報のうち、秘密保持が必要な情報（以下「秘密保持情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

2. 秘密保持が必要な情報

甲と乙は、秘密保持情報を相手方に提供する場合、秘密保持情報の範囲を特定し、秘密保持情報であることを明記して提供するものとする。なお、秘密の保持が必要な情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 識別情報
(2) アクセス制御に関する情報
(3) ＩＰアドレスに関する情報
(4) 通信を制御する情報
(5) ログに記録された情報
(6) その他甲が指定する情報

3. 秘密保持

3.1 乙は、秘密保持情報の秘密保持を業務従事者に義務づけるものとする。

3.2 乙は、本業務に関して知り得た秘密保持情報の内容を他人に知らせてはならない。ただし、事前に甲から書面での承諾がある場合を除く。本契約が終了した後や、解除された後でも、秘密保持情報を保持するものとする。

4. 業務従事者への周知

乙は、本業務で知り得た秘密保持情報を、在職中や退職後においても、みだりに他人に知らせないこと、業務遂行以外の目的に利用しないこと、その他秘密保持情報の保護に関する必要な事項を周知する。

5. 収集の制限

5.1 乙は、秘密保持情報を収集してはならない。ただし、甲の指示や承諾があるときを除く。

5.2 乙は、秘密保持情報を収集するときは、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

6. 適正な管理

乙は、本業務に関して知り得た秘密保持情報の漏えい、滅失、改ざん、き損の防止その他の秘密保持情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。また、乙は秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。ただし、法令の定めに基づく場合、権限ある官公署から開示の要求があった場合を除く。

7. 利用及び提供の制限

乙は、本業務において知り得た秘密保持情報を、契約の目的以外に自ら利用してはならない。また、第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示や承諾がある場合、情報が次のいずれか一つに当該する場合を除くものとする。

(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
(4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
(5) 相手方から秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

8. 複写及び複製の禁止

8.1 乙は、甲から貸与された秘密保持情報が記録された資料を複写、複製してはならない。ただし、事前に甲から書面による承諾を受けたときを除く。

8.2 乙は、本業務を処理するために甲から貸与された秘密保持情報が記録されたファイル等を乙が管理する以外のコンピュータに入力や記録をしてはならない。ただし、事前に甲から書面による承諾を受けたときを除く。

9. 再委託の禁止

乙は、本業務を処理するための秘密保持情報は自ら取り扱うものとし、秘密保持情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾があるときを除く。

10. 資料等の返還

10.1 乙は、本業務を処理するために甲から貸与され、又は自ら収集若しくは作成した秘密保持情報が記録された資料、ファイル等は、業務完了後直ちに甲に返還又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示した場合は、甲の指示に従う。

10.2 秘密情報の提供、返却等授受を書面で行うものとする。

11. 事故報告

乙は、この「システム設定情報の秘密保持に関する遵守事項」に違反する事態が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

12. 検査等の実施

12.1 甲は、乙の秘密保持情報の取扱いについて、乙に報告を求めることができる。また、検査できるものとする。

12.2 乙は、甲から指示があったときは、甲の指示に従わなければならない。

13. 指示

13.1 甲は、乙が秘密保持情報の取扱いが不適当と認められるときは、乙に必要な指示を行うものとする。

13.2 乙は、甲から指示があったときは、甲の指示に従わなければならない。

14. 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの「システム設定情報の秘密保持に関する遵守事項」に違反していると認めたときは、契約の解除や損害賠償の請求ができるものとする。

個人情報保護に関する特記事項

（個人情報保護）

本契約の履行において、個人情報が関与する場合には、受注者及び本契約において発注者が認めた再委託先の業者（以下「受注者等」という。）は個人情報の取扱いに関して次の事項を遵守し、個人情報の保護に細心の注意を払わなければならない。

1　受注者等は、西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。）及び西東京市特定個人情報保護条例（平成27年西東京市条例第43号。）（以下「条例」という。）を遵守すること。

2　受注者等は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、次の事項を厳守すること。本業務が終了した後も、同様とする。

（１）本業務以外の目的で使用しないこと。

（２）盗用しないこと。

（３）第三者へ提供しないこと。

（４）本業務以外の目的でデータ等の複写又は複製を行わないこと。

（５）発注者に無断で改変しないこと。

（６）発注者に無断で持ち出さないこと。

（７）その他市長が別に定める事項。

3　受注者等は、業務の実施に当たり貸与された個人情報を本業務の終了後、速やかに発注者に返還すること。ただし、発注者が別に廃棄等を指示したときは、その指示によること。

4　受注者等は、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

5　受注者等が前各号に掲げる事項に違反した場合は、発注者は受注者に対して契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

6　秘密保持の義務違反は、法令及び条例の規定により処罰の対象となる。

使用車両に関する特記事項

（使用車両）

本契約の履行に当たり、受注者が使用する車両については、次の事項を遵守しなければならない。

1　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。

2　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車の使用に努めること。

3　低公害・低燃費な自動車の使用に努めること。

4　適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は、写しの提出を発注者が求めた場合、速やかに提示又は提出すること。

別紙

暴力団排除措置要綱等に関する特約条項

（用語の定義）

第１条　この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員等　暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者をいう。

（３）　法人の役員若しくは使用人　個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）、又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

（発注者の解除権）

第２条　発注者は、受注者（受注者が法人であるときは、その法人の役員若しくは使用人を含む。）が次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

（１）　暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（２）　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（３）　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

（４）　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

（５）　自ら契約する場合において、その相手方が前各項のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。

２　受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（不当介入に対する通報報告）

第３条　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合（下請負人等が暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。）は、遅延なく発注者への報告及び警察への通報並びに捜査上必要な協力をすること。